

裁判員制度の現状と課題について 四宮啓氏、西村健氏に訊く(刑事訴訟法特別講義録)

—オンラインツールを活用した法学教育の試み (2)

平 山 真 理

はじめに

新型コロナウイルス感染の脅威は世界各国で大学教育にも大きな影響を与えた。我が国でも2020年度前期は、多くの大学が対面講義をとりやめ、オンライン形式による講義の実施を余儀なくされた。非対面で行うオンライン講義は、従来講義に比べ様々な制約点があることは間違いない。しかし一方で、オンライン講義の利点もある。スケジュール調整や物理的な距離等の理由で日頃は話を聞く機会がなかなかない専門家による講義を受けられることはその利点の一つであるといえよう。筆者が2020年度前期に担当した刑事訴訟法の講義⁽¹⁾において裁判員制度をテーマとして扱った際に、裁判員制度についてわが国で最も詳しいエキスパートともいえるべきお二人、四宮 啓氏（國學院大學法学部教授、東京弁護士会弁護士）と西村 健氏（大阪弁護士会弁護士）を東西から同時に講義に招聘し、学生が直接質問を聞くという試みを行うことができた。以下、2020年7月2日に実施した刑事訴訟法特別講義の講義録を記す。

講演録

平山 みなさんこんにちは。それでは本日の講義のゲストスピーカーをご紹介します。まず四宮啓（しのみや・さとる）先生のほうからご紹介をさ

(1) ZoomやMicrosoft Teamsを使用してオンラインで実施した。オンデマンド形式を原則としたが、リアルタイムも数回織り交ぜて双方向の講義も試みた。この特別講義はそのうちの一回である。

せて頂きたいと思います。四宮先生は、現在、國學院大学の法学部でも教鞭を執られておられまして、それから弁護士としてもご活躍です。2001年に日弁連の司法改革調査室長を務められて、司法制度改革推進本部、裁判員制度・刑事検討会委員として裁判員法案の策定に関与されました。それから2009年から2013年までは、法務省の「裁判員制度に関する検討会」の委員としても関わられて、まさにこの裁判員制度の設計に携わられた先生です。主な著書としては、最近出た本ですが、『民事陪審裁判が日本を変える 沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察』（共著、日本評論社2020）や『ここだけは聞いておきたい裁判員裁判-31の疑問に答える』（共著、日本評論社2009）、そして『O. J. シンプソンはなぜ無罪になったか』（現代人文社1997）があります。学生のみなさんは、O. J. シンプソンの事件について聞いたことがある人はいますか。この事件の裁判をきっかけに、アメリカで行われている陪審制度ってどういうものなんだろうというのを日本でも多くの人を知ることになったと言えます。この事件の陪審裁判を詳細に分析し、刑事陪審裁判の意義について書かれている非常に素晴らしい本です。ぜひ皆さんもここに掲げられた3冊の本、手に取ってみてほしいと思います。

それから、西村健（にしむら・たけし）先生ですが、西村先生は、京都大学のご出身で、大阪弁護士会に所属して弁護士をされています。先月の6月まで日弁連の刑事弁護センターの委員長を務めておられました。それから、日弁連司法改革調査室非常勤嘱託ということで、裁判員制度設計の議論にかかわってこられました。まさに四宮先生、西村先生ご両名とも、裁判員制度について非常にご尽力を、その制度が日本で広がることにご尽力をされてこられたということになります。

それから、裁判員はまさに市民が裁判に協力をして、裁判に参加して裁判官と一緒にって裁判を行うことですが、市民の人たちが裁判制度について考えるグループとして大阪に「裁判員ACT」という団体があって、

そこの顧問も務めておられます。著書としては、主なものとして、『もしも裁判員に選ばれたら－裁判員ハンドブック』（共著、花伝社1994）があります。四宮先生と西村先生を講義にお呼びするということについて、「東西の裁判員制度の第一人者、東西のトップを呼ぶんですね」と、ある弁護士の方に言われました。東の四宮先生、西の西村先生、というように、まさに裁判員制度と検察審査会について、最もよく知るお二人の先生を今回はお招きすることができました。

この刑事訴訟法の授業では、検察審査会については授業を1回使ってやりました。裁判員制度についても前回授業をやりまして、学生はいろいろな質問を四宮先生、西村先生に聞いてみたいということで、合計百数十ぐらいの質問が学生からは出ました。それらは四宮先生と西村先生に事前にお送りしていますが、講義時間は限られていますので、その中から10個の質問を学生がZoom上ではありますが、直接先生方に聞いてみようということになりました。

質問に入る前に、まず私から先生にお聞きしたいのは、先生がたお二人とも大学では法学部を選ばれて、それから弁護士になろうと思われて、司法試験を受けられて、合格されて、それから弁護士となられてからは、裁判員制度や検察審査会制度という、刑事司法制度における市民参加の推進に関わるようになったと思います。そのきっかけというか、こういうことが自分の中で大きな理由だったかなというのがもしあったら教えていただけますでしょうか。四宮先生からよろしくお願い致します。

四宮 平山先生、どうもありがとうございます。学生の皆さんこんにちは。たくさん声が聞こえました、ありがとうございます。弁護士の四宮と申します。最初に平山先生に感謝したいと思います。こんな貴重な機会を与えていただいて、ありがとうございます。学生の皆さんにぜひ、忘れないでほしいのは、平山真理先生は国際的な学者であるということです。む

しろ私は平山先生からたくさん学ぶことが多いですし、これからもそうだと思いますけども、皆さんは素晴らしい先生の講義を取っているということをご忘れなさい。

それで、私がなぜ国民参加に関心を持ったかということをお簡単に。せっかくですから質問の時間を取りたいと思いますので、簡単に済ませますと、法学部を選んだのは、弁護士になろうと思っていたからです。なぜ弁護士を仕事に選んだかということ、まだ当時、私が1960年代の後半から70年代の初め、高校生だったんですけども、まだ世の中があまり自由な感じがなくて、弁護士になればいろいろと変えていく部分が社会の中にたくさん残ってるんじゃないかと思ったので弁護士という仕事をめざすようになりました。

弁護士になってから特に刑事裁判に関心を持ってやってきたんですけども、どうも私が当時、小説や映画やドラマなどで見てきた、その限度ですけれども、アメリカの法廷と日本の法廷とはあまりにも違う、それはなぜなんだろうということで、私の立てた仮説が、ルールは同じでも法廷にいる人が違うと。日本の法廷にはいないけれど、アメリカの法廷にはいる大事な人たちがいる。それは陪審員という人たちで、その人たちの役割が刑事裁判のあり方を大きく変えているのではないかという仮説を持って、国民参加問題についていろいろと調査したりしてまいりました。きょうは改めて御礼、申し上げます。

平山 四宮先生ありがとうございました。先生が今おっしゃった映画とかテレビドラマとか陪審員制度を考えるうえで、特にお勧めのやつありますか。

四宮 2本、薦めたいと思います。一つは『12人の怒れる男』というドラマです。これは陪審員の評議の評議室の中だけが舞台になっている、もと

もとはレジナルド・ローズという劇作家が自ら経験した陪審員の経験をドラマに、舞台にかけたんですけれども、これも名作だと思います。映画にもなっています。もう1点は、『フィラデルフィア』という映画です。これはトム・ハンクスがアカデミー賞を取った映画ですけれども、これは民事の陪審です。トム・ハンクスはエイズにかかったエリート弁護士を演じていますけれども、そこで国民が構成する陪審員たちが社会正義を実現する上で本当に重要な働きをするということを勉強することができました。以上です。

平山 ありがとうございます。『12人の怒れる男』と『フィラデルフィア』は、確か白鷗大学の図書館にもDVDがあると思います。大学が再開して、図書館も開いて使えるようになったら皆さんもぜひ見てみてください。四宮先生ありがとうございました。西村先生よろしくお願ひします。

西村 弁護士の西村健です。大阪弁護士会所属です。どうかよろしくお願ひします。平山先生が関西出身で、私も関西の人間です。最初に関西の話題から言いますと、今、プロ野球では、阪神が大変な状況にあります。阪神ファンとして、今年のセ・リーグはもう終わってしまったんじゃないかと思うくらいです。その最大の原因が、白鷗大学ご出身の大山悠輔選手が、本当だったらスタメンで出ているべきなのに不出してもらっていないことにあると思っています。しかし、このような危機的状況の中、大山選手の出場機会が増えれば、阪神は浮上するだろうと期待しています。

さて、前置きはこれぐらいにして、私が法学部を選んだ理由ですが、皆さんもひょっとしたら同じかもしれません。法学部はつぶしが利くっていうんですか、就職するんだったら法学部がいいんじゃないかって言われていたことがあると思います。また、私は、中学・高校のときに、社会や数学が比較的好きな科目でした。論理的な思考っていうのが法学部には求め

られるということで合うのかなという思いもありました。そして、これは漠然とした思いですけども、社会の役に立つ人間になりたいという思いもあったと思います。法学部に行けば、法律家として社会の役に立つ人間になれるだろうという思いです。

次に、私が弁護士になろうと思った理由ですが、今、最後に申し上げたように、法学部に入る際、社会に役立つ人間になろうという漠然とした思いがありました。そう思っていたところ、大学の先輩からこういうサークル、あるいは読書会があるから入ったらどうかと誘われました。皆さんは、当時の状況をご存知ないと思いますけれども、学生運動が盛んな時期や一番過激な時期は過ぎていたのですが、学生運動は過激で怖いという印象がありました。そこで、過激な学生運動への誘いではないかと気をつけつつ参加したのですが、その読書会は、そのような過激な学生運動とは全く関係なく、真面目に一生懸命、社会問題を考える人達の集まりでした。実際、その読書会には、その後、私も含めて、弁護士や裁判官になったメンバーが数名含まれています。その読書会で、公害問題とか平和問題の本を読んで学び、こういう問題を解決していくことのできる法律家になりたいと思うようになりました。

そして、司法試験に合格し、裁判官か弁護士のどちらになるか考えました。ある弁護士から、裁判官は食べる人、弁護士は作る人だから、どちらが自分の生に合うかが選択の基準だと言われました。考えてみたらそうなんです。弁護士はいろいろ資料を集めて裁判所に提出する、つまり、作る人というイメージです。他方、裁判官は、もちろん自分からこれを作ってくれ、あれを作ってくれいう場合もあるけども、基本は、弁護士の提出したものを食べる人、つまり、弁護士の提出した物に基づき判断する人です。この話もあって、それだったら作る人になろうかなというふうに思って弁護士を選びました。

私は、大学のときには民訴ゼミでしたが、もちろん刑事にも関心ありま

した。例えば、平山先生の授業でもお話が出たかもしれませんが、私の学生時代は、死刑再審4事件といいまして、死刑になったんだけどその後、再審で無罪になった事件が相次ぎ、大きな社会問題になっていました。また、それ以外にもいろいろな刑事手続き上の問題が多数指摘されていました。そこで、弁護士になってから、主には民事事件をやりますけれども、そのような刑事の問題に関与していこうということで、刑事弁護もやっていくことになりました。ところで、私は、当時の刑事裁判は、裁判官がとてもひどいという実感を持っていました。今がいいとは言いませんが、今と比べたら、当時ははるかにひどかったと思います。被告人を人と思わない態度をしたり、職権的に弁護活動に介入してくるなどの体験を我が身で経験して、これおかしんじゃないかなとの思いをもつようになりました。

弁護士会にはいくつかの委員会があります。その中に司法問題対策委員会というのがあって、今の司法はいろんな問題があるから、それを何とか解決していこうという委員会です。その中では、今の裁判所の問題は、キャリアシステムが原因なので、弁護士から裁判官になる法曹一元制度をめざそうという動きもありました。また、国民が参加していないことも問題であるから、国民の司法参加をめざそうという動きもありました。その委員会に属して、陪審制度を勉強するようになりました。

そのような中、1988年ですけども、大阪弁護士会は、初めてアメリカに陪審制度を調査に行きました。私もメンバーだったのですが、そのときに衝撃的な経験をしました。裁判員裁判でない日本の法廷の傍聴をされた方は分かるかと思いますが、裁判官が入ってくるときに、皆さん起立しますよね。ところがアメリカで法廷を傍聴したときに、裁判官も検察官も弁護士も被告人もいるのに、なぜか起立するという声がかかるんです。全員そろっているのになぜ、と思ったところ、陪審の皆さんが入って来られたんです。これだと思いました。つまり、考えてみたら、民主主義では、

裁判でも立法でも行政でも国民が主人公、国民が主権を持っているわけです。裁判所では、国民の代表である陪審が判断する、それが、裁判での民主主義の現れだと実感させられました。裁判所での判断権限を持っているのは国民の代表である陪審です。最後に判断する権限を持っているのは国民であるから、その判断権者が法廷に現れたときには敬意をもって対応するのは当然であろうというふうに思い至りました。当時の日本の法廷では絶対実感できない経験でした。そして、その後陪審のとりこになり、いろいろ勉強していくと、陪審は、刑事手続きも変えていく契機にもなるだろうと思うようになり、益々陪審にはまっていってしまい、今日に至っているという状況です。

平山 西村先生ありがとうございます。今、四宮先生、西村先生のご兩名から私も初めて聞かせて頂いたお話もありますね。先ほどちょっと言い忘れてたのですが、去年の5月に、本学の法学部と法政策研究所の共催に於いて、裁判員制度と検察審査会の強制起訴制度施行10年を記念した国際シンポジウムが行われまして、そのときに四宮先生、西村先生には白鷗大学に来ていただきました⁽²⁾。四宮先生には確かもう一回それ以前にも、講演会や授業の特別講師として来ていただきました⁽³⁾し、西村先生にも以前に実施した模擬裁判員裁判(2018年2月28日)のときのコメントーターとして来ていただいて、白鷗大学にはそれぞれ先生が2回ほど足を運んで頂いたと思うのです。今、西村先生のお話で、西村先生がとても野

(2) 同国際シンポジウムは公益財団法人社会科学国際交流江草基金より国際研究会開催助成金を得て開催された。シンポジウム録として、四宮啓・平山真理・飯考行・Dimitri Vanoverbeke・David T Johnson・Daniel H Foote・西村健「裁判員制度と検察審査会強制起訴制度の10年：国際的視点を交えて」『白鷗大学法政策研究所年報』第13号(2020)1-62頁

(3) 「刑事訴訟法特別講義講演録 四宮 啓弁護士「裁判員制度の意義と課題」」『白鷗法学』第22巻第1号(2015)173-220頁、「科研費公開講演会講演録 四宮 啓氏講演『刑事司法への市民の信頼はどう獲得されるべきか』」『白鷗法学』第22巻第2号(2016)151-220頁

球がお好きなのは、よく野球についての会話もすることがあるので存じあげているのですが、白鷗大学は多くの野球選手を輩出してしまして、数年前に野球のグラウンドもできました。先生が来たときにはご案内できなかったですけど、また次回、来たときにはぜひグラウンドも見てください。

では、授業の中身に入っていきたいと思います。「10の質問」を学生の皆さんにまずしてもらおうと思っています。10の質問はWeb Classにも事前にあげています。この10の質問は、学生から直接、先生方のほうに聞くということになっていたと思います。まずここからはそれぞれの質問を考えた学生さんに、四宮、西村先生に聞いてもらうという形を取りましょうか。Aさん、1番目の質問から、聞いてくれますか。

学生A 法学部3年のAと申します。よろしくお願ひします。今年で裁判員制度は11年目を迎えたわけですが、そもそも日本はなぜ裁判員制度の開始が遅くなったのかというのをお聞きしたいのですが。（質問①）

平山 Aさん、四宮先生、西村先生お二人にそれぞれ聞きますか？

学生A 2人に聞きたいと思います。

平山 分かりました。また、四宮先生からよろしいでしょうか。

四宮 Aさん質問ありがとうございます。これは開始が遅くなったというのは、諸外国と比べてと理解していいでしょうか。ありがとうございます。確かにそうですね、日本では国民が裁判に参加するようになったのは、11年前からということになります。ところが意外なことに、日本はこれまで、国民参加とは決して無縁ではなかったといえると思います。そ

の大きな例は、1928年、昭和3年から1943年、昭和18年まで日本には、これ戦争の前と戦争中を含むんですけども、日本には刑事裁判について陪審制度、つまり一般の国民が裁判に参加をして、有罪、無罪の判断とはちょっと違うんですが、検察官が主張する事実があったかどうかを判断する制度がありました。15年間、行われて、日本中で484件、重罪の裁判が、国民参加の下で行われていたんです。

これはむしろ裁判所や国民が求めたというよりは、政治家、原敬という政治家を聞いたことがあると思いますけども、この人が大きな役割を果たして、国民の人権を守るためにはどうしても陪審員が必要だと考えて導入を推進したんです。残念ながら法律ができる前に原敬は暗殺されてしまいましたけれども、その暗殺後に陪審法という法律が成立して、陪審制度が実際に運用されました。しかし、スタートしたのが非常に不幸な時代で、戦争にまっしぐらに進む時代と重なってしまいました。そのため、1943年にいったん停止しようと、戦争が終わるまで停止しましょう、廃止ではなくて、停止しましょうということになって、「陪審法の停止に関する法律」という法律を作って、戦争が終わったらまた始めましょうということを書いていったん停止しました。

いつ開始するのかは勅令、つまり今でいえば政令で定めましょうとそこまで議会で決めていたんです。ところが戦争が終わっても半世紀の間、その約束が政府によって守られなかったというのが事実です。それでは戦後、日本の司法を民主化しようとしたGHQ、連合軍総司令部はどう考えていたのかというと、もちろん民主化のためには陪審の復活が大事だと考えましたけども、日本政府、特に裁判官や検察官が強く反対をして、これが実現するに至りませんでした。

今、皆さんはもし手元に六法があれば、裁判所法という法律を見てください。そこの3条3項に「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と、わざわざ条文を残しました。こ

それは、あまりに日本政府の抵抗が強かったので、GHQがこれは命令だと言って、せめてこの条文を残さないと言って、将来に復活を期待したということなんです。ですから遅れた理由は、私に言わせれば一言でいうと、政府の約束違反ということがいえると思います。以上です。

学生A ありがとうございます。

西村 基本的には、四宮さんが今、お答えになったことだと私も思います。それでは、1945年の終戦後から裁判員制度が導入されるまで約60年近くかかっていますが、なぜこの時期になって、裁判員制度導入という問題が関心を寄せてきたのかということについてお話しします。さっき私が申し上げたように、1980年代ぐらいに、死刑再審4事件が生じ、刑事裁判はひどいんだということが問題になっていました。刑事裁判だけでなく、民事裁判でも、憲法では、裁判官の良心に従って判断することになっているのに、最高裁が官僚統制で各裁判官の判断をコントロールしようとしたことが問題視されました。例えば、先日、再放送だったかもしれませんが、東京の多摩川の氾濫による家屋倒壊問題等を取上げたドキュメントをNHKが放送していました。当時、大阪の大東水害裁判というものが、河川氾濫に関する行政責任を問う裁判がいくつかありました。最高裁は、行政側に有利な判断となるよう下級審の裁判官を誘導すると疑われても仕方ないような趣旨で協議会を開催したりしていました。このような協議会の存在が明らかにされたりして、上からの官僚裁判官制度であると批判する意見が強まりました。

そういうような状況で、弁護士会内部で、先に述べたような司法問題対策委員会といった委員会を設けたりし、司法改革を進めて行こうという機運が高まってきました。私は、弁護士会が動き始めるのが少し遅かったのではないかと思っていましたが、いずれにしても、80年代から90年代に

かけて司法改革をやっていこうとなってきました。さっき申し上げた法曹一元制度をめざしたり、国民の司法参加制度を実現したり、刑事裁判をより良くしていこうということなどです。司法改革を推し進めようという日弁連の動きが強くなり、それが、一つの大きな要因となって社会を変えていったんだと、私は思います。

もちろんそこには、いろんな人が努力をしました。例えば、今ここにいらっしゃる四宮さんも1993年、1994年ぐらいでしたか、アメリカに行かれて、陪審の勉強を、1年半ぐらいでしたかされました。当時は、ビジネスロイヤーが留学することはありませんでしたが、そうでない目的で弁護士が留学することはあまりありませんでした。ビジネス目的であればいいのですが、四宮さんは、そうでないこういう制度について勉強しに行くために、弁護士人生を投げうって行かれました。その四宮さんが帰国されて、弁護士会を引っ張っていきました。政府でも、行政改革などいろんな改革をしていかなければいけないということで、司法の改革や見直しをする動きも出てきました。それにも乗っかるような形でことが動いていったのですが、そのような改革をしていこうっていったときに、いいものにしていこうという熱意ある四宮さんという人を得たということも、大きな要因の一つであると思っています。

四宮 いえ、弁護士人生、投げうってません。だからもう一つ、今、言ってくださった、弁護士会などで市民運動を盛り上げていく上で、西村さんが大きな役割を果たしたということは間違いない事実ですので、それも付け加えたいと思います。

平山 四宮先生、西村先生ありがとうございました。二つ目の質問にいきたいと思います。2番の質問です。これは、Bさん質問をお願いします。

学生 B 3年のBです。なぜ日本は陪審制度ではなく、裁判員制度なのでしょう。両先生にお聞きしたいです。（質問②）

平山 ありがとうございます。また、四宮先生からよろしく願います。

四宮 交代にしますか。西村さんどうしましょう。

西村 じゃあ、私がいきましょうか。

四宮 順番にしましょう。

西村 ご質問ありがとうございます。恐らくご質問なされた方は、陪審じゃなくて裁判員制度だから残念なんだというお気持ちだと、私は理解しました。裁判員制度というのは、市民が裁判官と一緒に議論するという点からすれば参審制度です。なので、ご質問なされた方は参審制度より陪審のほうがいいのに、なんで参審制度を採用したんだという気持ちをお持ちなのだと理解しております。そのようなご趣旨であれば激しく賛同します。陪審制度を目指し、四宮さんはじめ私たちは頑張ってきました。しかし、最終的には、裁判員制度ということで、裁判官と市民と一緒に評議する参審制度類似の制度になりました。裁判員の選任方法は陪審に近いんですけども、合議体の構成からすれば参審制度に近い制度になります。

それではなぜそうなったかという、一番大きな理由は、裁判所や法務省が、陪審制度の導入に激しく反対したことにあると私は考えています。先ほども申し上げたように、司法改革を目指す中で、弁護士会は、参審制度じゃなくて陪審制の導入ということを書いてきました。ある時期まで、改革議論の中で、国民の司法参加を実施するなら陪審制度、という意見がかなり強まりました。しかし、陪審制度では駄目だというふうに激しく卷

き返してきたのが、裁判所と法務省だと思います。裁判所や法務省、特に裁判所は、最初は国民の司法参加なんか一切ダメだという雰囲気でした。今は、裁判員制度を円滑に運営していくために、率先して旗振ってやっていますけども、1990年代はそうではなく、国民の司法参加自体ダメだという雰囲気でした。

ところが、司法改革の議論の中で、市民参加はやむなしという状況になり、市民参加の中でも純粋なピュアな陪審がいいんじゃないかという意見が強まってきたのですが、それじゃいかんということで裁判所が巻き返しを図りました。これを話し出すと長くなりますが、マスコミを通じるなどして、参加するんだったら裁判官と一緒にやる参審制度にしないといけないという動きを強めました。そのような中で、参審制度類似の裁判員制度になったということだと、私は思っています。じゃあ、それでは何で、陪審制度を主張していた弁護士会が、陪審制度でない制度に同意したんだということになります。この点は、四宮さんに答えていただければというふうに思います。

四宮 Bさん質問ありがとうございます。先ほどなぜ遅れたか、導入が遅れたかについて私の答えは、政府が約束を守ってこなかったからだと言いました。ようやく戦前、陪審制度を停止したときに約束した復活、再施行する約束を果たすときがきたのが今度の平成の司法制度改革だったと思います。そこでは私たちは陪審制度がもう既にあるのだから、それを新しい憲法の下で、憲法に合うように作り替えて再施行すればいいのではないかというのが弁護士会の当初の意見でした。ただ、そうはならなかったものの、今、西村さんからお話あったように、「国民参加を司法にも」という考え方は誰も否定はできなかったので、国民参加のところは乗り越えることはできたわけです。

じゃあ、どういふ国民参加の仕組みにするかについては激しい議論が長

い間、続きました。大きく分けると、二つの基本的な理念の対立があったと思います。一つの考え方は、国民が主権者なんだから新しい裁判制度、国民が主人公の新しい裁判制度を作るんだという考え方。それに対して、今までの裁判官が担当してきた裁判は、とてもいい裁判だった、国民もそれを支持している、だから裁判官の裁判に国民に参加してもらおうという考え方です。この考え方によっていろいろの制度設計が変わってきたと思います。そのために政府もそうですけども、弁護士会でも、あるいは研究者のかたがたも世界中の仕組みについて調査、研究をしました。恐らく日本ほど国民参加制度について調査した国は、当時はなかったと思います。

その上でいつまでも陪審かあるいはそこに裁判官が入るのかによって対立のままですと、国民参加制度そのものが成立しなくなるくらい、そのぐらい強い対立だったわけですけども、結局はそこはもう政治も含めて妥協を図ったのだと思います。つまり、国民参加を実現するために、対立よりも妥協を選んだ、ということだったと思います。そこでは結局、国民だけで有罪、無罪を決める陪審ではなくて、裁判官も入って有罪、無罪を決めるという参審的な要素を認める代わりに、参加する国民は無作為に選んで、1回だけで帰っていく。つまり、知識も経験も必要がない—これが陪審制度の根幹の一つだと私は思いますけれども—その仕組みを採用するという事で、いろいろな妥協が図られた結果、今の裁判員制度になったんだと理解しております。以上です。

平山 西村先生、四宮先生ありがとうございました。陪審制度と裁判員制度どちらのほうがいいですかという点についてのレポートを最近この刑事訴訟法を受講している学生さんに書いてもらったんです。結構な数の人が、陪審制度のほうがいいと答えておられましたので、今、先生がたのお話を聞いて、また、自分のその考えを改めて確信する学生もいるのではないかと思います。ありがとうございました。

今度は3番目の質問にいきましょう。学生の皆さん、もし、いいよというのであればカメラ、オンにして質問してください。無理強いはしませんから、オフのままでもいいし、別にいいよって言う人はオンにして質問してください。それでは、3番目の質問は、Cさんかな、どうでしょう。

学生C 法学部4年のCです。裁判員に選ばれたときのために知っといたほうがいい法律の予備知識はありますか。お二人にお聞きしたいです。
(質問③)

四宮 今度は私からお答えしたいと思います。一言で言うと、予習の必要はないと申し上げたいと思います。むしろ勉強をわざわざしないでほしい。もちろん皆さん法学部の学生さんですから、大学で勉強し、単位を取り、卒業するためには一生懸命、勉強してください。それは法学部生としての義務です。だけど国民として裁判員になるための勉強が必要かという、むしろ私はしないほうが良いと思っています。それなぜかという、何のために一般の国民に裁判に参加していただくのか、その目的がその理由です。皆さんに来ていただくのは、法律の知識を使ってほしいからではないです。裁判官と一緒にいますからそれは裁判官の仕事です。皆さんにわざわざ裁判官がいるにもかかわらず来ていただくのは、証拠を常識に従って評価してほしいからなんです。裁判官もそれはできるじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、やはりプロは、毎日、同じ仕事をしてるとどうしても慣れが出てきます。刑事裁判というのは人、人ひとりの自由や財産や、そして場合によっては命を奪うという重大な影響を与える仕事です。それが間違いないかどうか、検察官が常識でみて間違いないというぐらいにちゃんと証明しているかどうか。それを常識で判断してもらうためにわざわざお越しいただくわけです。ですから、むしろ普段の生活を一生懸命しておいていただければ、それが裁判員になるための準備だとい

うこととなります。

ただ、知っておいていただいてマイナスではないと思うのは、刑事裁判が何のためにあるのかという目的です。皆さんはたくさん刑事事件のドラマもたくさんご覧になると思いますけども、大体、「ほしを挙げる」といって、ほしが拳がるとそこでドラマは終わります。しかし刑事手続きというのはそこで終わらないです。これは皆さん刑事訴訟法で勉強しておられると思いますけども、そこまでは捜査の段階です。捜査の後に裁判、刑事訴訟法では公判といいますけど、裁判が待っています。つまり刑事裁判、刑事手続きってというのは二つの手続き、捜査と裁判という二つの手続きで成り立っています。裁判は捜査がちゃんとしたかどうかを常識でチェックする仕組みです。

だから裁判は、二つのステージで成り立ってるのだと、それぞれの最初のステージは、証拠と犯人と思われる人を確保するため。そして2番目のステージは、捜査機関が捜査したけれども、それは間違っていないか、いうのを第三者、とりわけ国民に判断してもらうという二つのステージがあるのだと。裁判員として私たちが参加するのは第2のステージなんだ、いうことを知っておいていただくことは決して無駄ではないし、むしろいいことだと思います。ですので、わざわざ予習をする必要はないけれども、何のために私たちは行くんだろうということを意識しておいていただけることはとてもいいことだと思います。以上です。

平山 ありがとうございます。西村先生お願いします。

西村 私も基本的には予備知識は必要ないということは四宮さんと同じです。その上で、今、四宮さんがおっしゃったことと関連すると思うんですが、刑事裁判の基本的なルールということ、頭のどこかに置いていただければなと思っています。刑事裁判の基本的ルールは、平山先生の授

業でお聞きになっているかと思いますが、それをどっか頭の隅っこに置いてもらったらいいかなとの思いです。それは、疑わしきは被告人の利益にとか、無罪推定の原則というルールです。起訴された人だけでなく、逮捕段階からということになりますが、今、四宮さんが捜査と公判と話しましたが、その二つのステージいずれの場面においても、有罪になるまでは無罪と推定されるということです。そして、有罪とするためにはかなり厳しい立証の程度が必要なんだ、つまり、検察官は、合理的な疑問を差しはさまない程度の立証をしなきゃいけないというものです。

無罪推定の原則があるといいますが、私もですが、普段づいつい、あれって思うこともありますよね。例えば、マスコミ報道で誰々が逮捕されたとなると、やっぱりやっていたんだというようなイメージをついつい抱いてしまいがちです。刑事ドラマでも同じですけども、逮捕されたら話は終わりというものが多くのように思います。しかし、刑事手続には無罪推定原則があって、逮捕されたら即有罪というのは間違いであるということ、どこか頭の中に置いといていただきたいと思います。

例えば最近でいえば、河井衆議院議員が逮捕されていますが、あれはまだ罪を犯したことが決まったわけじゃありません。京アニメの事件でも逮捕されていますけども、これもまだ有罪になったわけじゃありません。それから、少し前ですけども、ゴーンさんが逃亡しました。ゴーンさんもまだ有罪になったわけではありません。皆さんがどのような職業に就かれるのかわかりませんが、いろんな場所で、このルールを、いつも思い出していただければと思います。

平山 西村先生ありがとうございました。今の3番目の質問は、多分4番目の質問にもつながるかなと思いますので、4番目の質問を続けていきたいと思います。4番目の質問はDさんお願いします。

学生D 私、白鷗大学3年Dと申します。よろしくお願ひします。お二人にお聞きしたいんですけれども、私は法学部に所属してなければ、法律の知識について知らなかったこともあると思うんですけど。先ほどおっしゃってたのは、法律の知識を持って知らないほうが、勉強しないほうがかえっていいということだったんですけど、裁判員制度に参加したりするときに、裁判員制度とかについてやっぱり何も知らないってなると参加するのが不安になったりすると思うんですけども。一般の市民にとってどのような機会があれば法律を知ることができるようになりますか。お二人のお考えをお聞かせください。（質問④）

西村 私は、さきほどの御質問に対する回答として、予備知識は必要ないというふうに申しあげました。ただ、中には真面目というか、何かを知っておきたいという気持ち強い方も多いかと思ひます。そのようなお気持ちをお持ちになることは全くいいことで、では、知る機会としてどんなものがあるかということです。その一つとして、私も関わっている裁判員ACTというものが大阪にあります。毎年11月ころに、来年裁判員になるかもしれないということで、裁判員候補者名簿に名前が載りましたという通知が届きます。そのような方の中で、裁判員とは何であろうかと知りたいたいという人がおられると思ひます。そこで、毎年11月か12月に、そのような方が裁判員制度とは何かを知るための集まりを設けています。他にもいくつかグループがあります。今映っていませんが、この授業に参加している飯先生という専修大学の先生が、裁判員ラウンジといいまして、裁判員のことを知りたいたいという方のために門戸を開いています。そこで、裁判員のことを知りたいたければ、そのようなグループや集会などをご利用いただければと思ひます。

ではなぜ市民グループがそういうことをやっているのかってということですが、本来であれば政府とか裁判所がもっと積極的にやればいいんだと思

うんですが、なかなか広報や運動が鈍いっていうんですか、あんまり浸透していないというところがあるので市民グループがやっているという側面もあります。裁判員制度が始まった当初はかなり予算を使って広報をしたり宣伝したりやっていましたが、予算が削減されたのかどうか知りませんが、だんだん減って来ています。ただ、とはいうものの、まだ裁判所の中の裁判員制度に関するホームページを見れば、裁判所での知る機会を設けたり、裁判官を派遣するとかいう制度も設けたりしています。ですので、そういうものをご利用するというところもあろうかなと思います。

四宮 今、西村さんがおっしゃったように、社会の中には市民が、とりわけ経験者と呼んで話を聞くなどの貴重な機会が提供されています。私、さっき知る必要がないと申し上げたのは、わざわざ予習をする必要はないという意味です。法律を知るということは、むしろその法律の知識を知るというよりは、なぜ社会には法律が必要なのかというようなことを考える機会を持っていただくほうが重要なのではないかと思います。

そのための一つの方法としては学校の教育があります。今度は裁判員制度つまり一般の国民が裁判に参加するという制度がスタートするに当たって、学校の教育も変えなければいけないということで、恐らく皆さんは、もうその変わった新しい教育を受けて白鷗大学に入ってきておられるのではないのかと思いますけれども、知識というよりは考え方です。自由でフェアで責任ある社会にするために、なぜ法律が必要なんだろう、なぜルールが必要なんだろう。みんながルールを納得できるためにはどういう作り方をしたらいいのかというようなことを、そういったことを学校教育としても重点を置いていく。今までの学校の法律の教育っていうのは三権分立とか箱ものの教育が多かったわけですけども、今は考え方、ルールがなぜ必要なのか、どういうルールならば国民は積極的に守っていかうとするか、その結果、より自由でフェアで責任ある社会にするためにどうすれ

ば役立つのか。社会のメンバーの1人として、どのようにそういうことを考えていったらいいのかっていうことを、いろいろな情報をもとに、例えば裁判だけではなくて、今、最近、SNSでの誹謗中傷なども話題になっています。そういうものも同じ視点からもっと自由でフェアで責任ある社会にするためにはどんなルールが必要だろうというふうに考えていただくのがいいかなと思っております。以上です。

平山 ありがとうございます。飯先生にもちょっとコメント加えてもらってもいいですか。本日の講義はオンライン特別講義ということで、学外からもいろんな人が聴講して下さっているのです。「裁判員ラウンジ」についてどのような活動されてるとか、裁判員制度に関心がある人はこういう機会に勉強をどうぞとか。専修大学法学部の飯考行先生、少しコメントしてもらってもよろしいでしょうか。

飯 聞こえていますか。専修大学の教員の飯と申します。発言の機会を与えていただきありがとうございます。先ほど西村弁護士から言及いただいた裁判員ラウンジという催しをゼミ生と一緒に主催しています。専修大学は東京の九段下、神保町にあり、そこで行っています。『あなたも明日は裁判員!?!』という本を出しており、3ヶ月に1回、裁判員制度に関心ある人で集まって意見交換をしています。今までに高校生や専修大学以外の大学生などにお越しいただいています。裁判員の候補者で不安を覚えている方、裁判員を実際に務めた人のほか、記者、弁護士や裁判官も来たことがあります。ということで、白鷗大学の皆さんももしご関心がありましたら、「裁判員ラウンジ」でネット検索しますと日程等が出てきますので、ぜひお越し下さい。今回はオンラインで行いました。次回は9月12日の土曜日を予定しています。対面かオンラインにするかあるいは併用にするかはこれから決めますけれども、もしご関心があればお越しください。よ

ろしく願います。

平山 飯先生ありがとうございました。自由参加で、特に事前申し込みもいないということですか。

飯 ただ、オンラインの場合には申し込みになるかもしれませんが、対面開催の場合にはふらっとお越しただければと思います。

平山 分かりました。専修大学の学生さんじゃなくても、学外からでも申し込んで参加することはできるということですよ。

飯 誰でもできます。

平山 ありがとうございます。ぜひ白鷗大学の学生さんも裁判员制度について、裁判员経験者の人の話も聞いてみたいとかあったら裁判员ラウンジっていうふうにネット検索をしてみてください。ありがとうございます。4番目の質問まできました。飯先生ありがとうございました。

大澤 マーシャルさんからチャットが入ってます。

平山 大澤先生、ありがとうございます。海外から聴講して下さっているマーシャル先生から、全員にメッセージというかたちでチャットが入りました。あとで言及させていただきます。まず、5番目の質問をEさん願います。

学生E 法学部2年のEと申します。よろしく願います。裁判员の証拠などの写真で非常に残酷な写真を、全部、見る必要はあるのですか。そ

れに関連付けて、それらの写真を見てしまってから精神的ストレスになって、日常生活に支障をきたした場合には、それについて何か補償をしてくれないのですか。お二人にぜひお聞きしたいです。（質問⑤）

四宮 ありがとうございます。まず1番目の裁判員が証拠などの写真で非常に残酷な写真を全部見る必要があるかということですね。先ほど申し上げましたように、刑事裁判というのは捜査の段階でこういう写真は集められるわけですが、それでいろいろな事実関係についてもし争いがなければ写真が必要ないという事件もあるかもしれません。しかし例えば、どこを刺したんだとか、どのような傷害を負ったのかというような事実関係について争いがあると、そして検察官がそれを証明するためにはどうしても写真が必要だと考えるのであれば、証拠として請求をせざるを得ない場合もあると思います。ただ問題は、証拠として集めた写真を全部ありのまま、しかもカラーなどで請求して、採用して裁判員に見てもらう必要があるかということは別の問題です。

実際に福島県の殺人事件の審理で行われた裁判員裁判で、200点以上の被害者のご遺体の写真が検察官によって証拠として請求され、裁判所もそれを採用して裁判員にご覧いただくということがありました。その結果、1人の女性の裁判員の方がPTSDになってしまって、国を相手に国家賠償の裁判を起こすということがありました。

それは、今までのプロの裁判官の仕事のやり方をそのまま引きずって、一般の国民の方々の参加する裁判員制度に当てはめてしまったことの誤りだったと私は思います。ですから、最低限、裁判員の方に公平、公正な判断をしていただくために必要なものに、まず検察官は証拠を限定、絞るべきですし、裁判所も採用する証拠の範囲を慎重に検討すべきです。そして、その後、福島的事件が起こってからは次のような配慮を法律家たちはするようになりました。今、申し上げたようにまず証拠を請求する検察官

は、本当に証明に必要なものに厳選して取り調べの請求をする。そして、準備段階で裁判所と検察官と弁護士とで、どの範囲で証拠として採用するかについて議論をする。そして、どうしても見ていただくことが避けられない証拠については、裁判員の候補者の方に裁判所に来ていただいたときに、この事件ではこういう写真が示される可能性がありますということで、事前に注意喚起をして、場合によれば裁判員を辞退をしていただくための情報を提供する、というようなことが行われるようになりました。そこで最近では、少なくとも裁判員経験者の方が裁判を起こすというようなことはなくなっています。

ただ、ここでちょっと注意してほしいのは、ショックを和らげるために証拠そのものに加工するという点については慎重でなければならないということです。例えば、カラー写真を白黒にするのであればそこまではいいと思いますけれども、それをイラストにするとか、血の色を緑色にするとか、証拠を事実と異なる形に改変する、変えるということには私は賛成できません。裁判員の皆さんには、さっき申し上げたような十分な配慮をしつつ、できるだけ証拠そのものを見ていただくという姿勢が、公正、公平な裁判のためには必要だと思います。

裁判が終わってからのケアですけれども、裁判所はメンタルヘルスケアのサポートという制度を設けています。しかしそれが十分なかどうかは利用者があまりにも少ないという数字から見ると、十分ではないのではないかと心配しています。仮に何かストレスによって障害が発生した場合には、裁判員は非常勤の裁判所職員という扱いですので、常勤の裁判所の職員と同じように国家公務員の災害補償が受けられることになっています。私からは以上です。

平山 ありがとうございます。では、西村先生お願いします。

西村 今回の四宮さんのお話と基本的には同じ考えです。

そこで、私は、皆さんが法学部の学生さんということで、法的な観点から少しお話しさせていただきます。まず、今の四宮さんがお話しなさった福島の裁判ですが、ご関心がある方は判例がありますので見ていただければと思います。それは、仙台高等裁判所の平成27年10月29日判決で、『判例時報』の2281号74ページに掲載されています。そこには、第一審の福島地裁の判決の引用もあります。これらを見ていただければ、今のご質問に対する法的な問題をどういうふうに裁判所が考えているかということがわかるかと思えます。

次に、証拠のところ申し上げますと、これも多分、平山先生の授業で出たかもしれませんが、本来、刑事裁判では、証拠の採用は厳格になされるべきだとされています。何故なら、刑事裁判では誤った裁判は許されないからです。そこで、間違った内容のある証拠、信用性が低いにも関わらず高いかのように疑問視されるような証拠とかは、採用されてはいけません。ところが、裁判員裁判が始まるまでの裁判官の裁判では、証拠採用はルーズでした。証拠は全て採用という感じです。例えば、今、四宮さんは、写真の枚数を制限すべきだって言いましたけども、裁判官裁判の場合何百枚も出ていました。本当に全部見ているんだろうかと思うぐらい出ていました。ところが、本来は、証拠の採否は、厳格であるべきです。私自身の反省にもなるのですが、私自身も、裁判員裁判が始まるまでに、厳格な証拠法則に対する意識が乏しかったです。しかし、証拠の採否については、例えば、法的関連性ある証拠でなければ採用されるべきでないというルールがあります。あるいは、必要性のある証拠のみされるというルールもあります。しかし、これまで、これらについてはあまり意識されてきませんでした。アメリカの刑事訴訟規則でも同じようなルールがあるんですが、それが改めて論点として大きく浮上してきました。例えば、刺激証拠のうち法的関連性ある証拠はどこまでかということが論点で、そのよう

な議論が、裁判員裁判が始まる頃から議論が盛んになってきて、いまだに未解決で、議論が続けられています。また、必要性については、さっき四宮さんが、枚数が限定されるべきとされました。これも、同じような写真をたくさん証拠として採用する必要はなく、本当に必要な枚数に限るべきではないかといった観点からの証拠の必要性の議論が、裁判員制度が導入されて活発化してきました。市民が参加されることによって、逆に法的な議論も進化してきたということになります。その意味で、市民参加は大きな意味があったと思います。ただ、その議論が、市民の方にとって満足いくものになるかどうかはこれからの議論の在り次第だと思います。いずれにしても、法的議論が深められるというように、市民参加がブーメランのように帰ってきて、法律家の在り方も逆に問われるようになってきたということだと思います。

平山 ありがとうございます。5番の質問は、裁判員への配慮というのと、そもそも刑事裁判って何のためにするのかと、刑事裁判、裁判員裁判って誰のために行うのか、というところが、場合によっては非常に複雑な問題になりますので、非常に重要な質問かなと思いました。今日の講義は四宮先生と西村先生が講義して下さるということで、学外からもいろいろな方々がこの講義を聞きに来てくださっています。先ほど、中央大学法科大学院の大澤恒夫先生が、チャットがみんなのところに届いていますよ、それを見るように、というふうに注意喚起して下さいました。みなさんのZoom画面にも英文のチャットが届いていると思いますが、この英文のチャットは、先ほどの4番のDさんの質問に関するものであると思います。このチャットは Jonathan Marshall (ジョナサン・マーシャル) 先生、UCバークレーのリーガルスタディープログラムのディレクターをされていますが、このマーシャル先生も本日の講義を聴講下さっています。マーシャル先生のチャットの内容は、先ほどの学生Dさんの質問は、19世紀

のフランスの政治思想家のトクビルが、陪審制度はまさに市民が法律を学ぶ学校であると、そういうことを述べていたが、そのことにつながりますね、非常によい質問ですね、とコメントして下さったのです。Zoomを使った講義ではこうやって参加者がチャット機能を通じてコメントを書くこともできます。それでは、次の質問にいきたいと思います。6番の質問ですけど、Fさん、お願いします。

学生 F 法学部2年のFです。よろしくお願いします。質問なのですが、裁判員には守秘義務が課せられていますが、裁判員に選ばれたことについて、周りの人に公言することはできるのかということについて、お二人にお聞きできればと思います。（質問⑥）

西村 裁判員に選ばれたことについては、法律上、裁判が終わるまでは公言してはいけないというふうになっています。ただ、裁判員裁判が終わった後は、公言してもかまいません。また、裁判員に選ばれたとしても、裁判がおわるまでは公に言うことはできないのですが、例えば、ご家族の方に、私は裁判員になったんで裁判に行きますとか、あるいは、働いている方であれば、上司の方に裁判員になったので休ませてくださいということもかまいません。ここに質問下さっているように、公でしゃべるのは駄目ですということです。最近、裁判所の裁判員関連のホームページを見ますと、これは裁判員だけでなく、裁判員候補者でも同じなんですけども、裁判所のほうから、裁判員になったことについてSNS上なんかでは流さないで下さいという注意喚起がなされているようです。ですから、裁判員裁判が終わるまでは注意が必要です。

ただ、終わるまではそうですが、終わった後はしゃべっていいのです。その辺りの区分けがなかなか難しいようです。なったこともしゃべっちゃいけないっていうから、終わった後もそうなのかなと勘違いされたり、あ

るいは、いらぬ自粛をされたりする方も多いようです。守秘義務の存在だけでなく、このようなことが、裁判員になった経験談が広がらない一つの要因かと思います。そこで、皆さんには、もし、いろんな方から相談などを受けて、質問されたりしたら、裁判員になったこともしゃべっちゃいけないけれど、それは裁判終わるまでの話で、守秘義務と異なり、裁判員になったことを裁判が終わった後話すのは自由だということを強調していただくことを希望します。

平山 四宮先生お願いします。

四宮 若干、付け加えますと、さっき法律の条文でいくと、裁判員法の101条、101条の1項の前段というところに、候補者を「特定するに足りる情報を公にしてはならない」と書かれています。今、西村さんおっしゃったとおりで、なぜこんなことが規定されているかという、裁判員候補者にアクセスする人がいるといけない。近寄る人がいるといけないという心配が理由なんだと思いますけども、そういう人はそんなにいるのかなという気はします。ただ、公にしてはならないというのは、例えば家族とか会社の中では公ではないんです。不特定多数の人が知り得る状態に置くこととなっているので、インターネットとかSNSとかなどで「私になりました」というのは公にすることに当たりますけれども、家族や友達や会社で話す分には公とは言えないと思います。むしろ家族生活、勤務などへの影響を少なくするためには、そういうコミュニケーションはとても大事なことだと私は思いますし、西村さんがおっしゃったように、終わった後には、ぜひ身近に裁判員を経験した人いるんだと知ってもらうことも大きな意味があると思います。なお、話してはいけないことになっていますけど、これに罰則はありません。以上です。

平山 ありがとうございます。守秘義務の問題は後でまた質問⑨でも出てきますが、裁判員に選ばれた人はやはり、とても気になるのではないかと思います。それでは7番の質問にいきましょう。公職選挙法が改正されて、今、この刑事訴訟法の授業を受けている人も、18歳から投票している世代の人たちがほとんどだと思います。7番の質問はGさん、お願いします。

学生G 法学部2年のGです。よろしくお願いします。質問です。選挙権は18歳以上に引き下げられたのに、なぜ裁判員制度は20歳以上のままなのでしょうか。お二人にお聞きしたいです。（質問⑦）

四宮 質問ありがとうございます。18歳と19歳の方には選挙権は与えられたけれども、裁判員と検察審査員になる資格は当分の間、与えられないという形になりました。私はこの制度改革のときには、反対をしました。つまり選挙権に連動させるべきだと主張しました。それはなぜかというところ、冒頭に申し上げましたように、この制度は国民主権に基づく制度なんです。国民主権に基づく制度であって、つまり国の行方について一票、投じる権利があるのに、なぜ裁判員についてその権利がないのか。私は説明がつかないと思ったからです。

恐らくは、さっき裁判員制度がなぜ陪審ではなかったかというところで議論をしましたように、もし裁判員制度が国民主権によって新しく作る制度なんだという考え方ではなくて、プロの裁判官がやってきた裁判に一般国民にも参加をしてもらって理解してもらおうという制度だと考えると、裁判はプロにしかできないという考え方に引きずられていることになります。この年齢引き下げの議論のときに、裁判は専門家にしかできないんだという考え方がどこかになかったかということをお私にはとても残念に思っています。確か表面的には、理由としては、未成年者に裁かれるのはいかが

なものかという理由だったように思いますけども、しかし国の行方の判断にも一票を投じることができるのであれば、国民主権という観点からすれば連動させるべきであったと私は思います。以上です。

平山 ありがとうございます。西村先生いかがでしょうか。

西村 なぜ20歳以上そのままのなかについて、私も本当の理由は分かりません。ただ、今、四宮さんがおっしゃったことに加えて、また少し法学部的な観点から申し上げますと、裁判員制度は憲法違反ではない、合憲だという大法廷判決があります。それは、平成23年11月16日の最高裁大法廷判決です。この判決は、裁判員制度が憲法に反しないと判断した画期的な判決だと私は思っています。その判決の中で、裁判所はこういうふうに言っています。裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものである、ということ。裁判員になることは、参政権、つまり、政治に参加する権利と同様の権限を国民に付するものであるということです。この判決部分は、直接的には裁判員になることが義務というのは憲法違反ではないかということに関して、義務だけではなくて権利なんだという趣旨を述べているので、最高裁が、裁判員になることが、選挙権と全く同じだと考えているかという、必ずしもそうではないかもしれませんが、しかし、少なくとも、裁判員になることは、参政権、つまり選挙権と同じような権利であると最高裁自身が認めているということにはなると思います。

そういうことからすれば、四宮さんがおっしゃったように、国民主権ということであれば、裁判員になることも、選挙権と連動させて当然ではないかと思えます。ですから、年齢が異なることがなぜなのかという理由は分かりません。ただ、さっき四宮さんは、私は選挙権と同じにすべきだという意見を申し上げたということですが、そこで、少し過去のホームペー

ジ見ますと、当時、四宮さんの意見が強かったのですが、そうでない意見もありました。裁判員の年齢要件で、A案、B案、C案がありました。これは、四宮さんが参加された裁判員制度・刑事検討会をインターネットで見てもらうと、第13回会合で配布された資料があり、その中で、3つの案が示されています。

A案は、選挙権と同じく20歳という案、B案は、衆議院の被選挙権と同じで25歳以上という案、C案が、参議院の被選挙権と同じで30歳以上という案です。これらが議論されて、結果的に、四宮さんが主張されたA案となりました。そこで、仮に選挙権と同じということであれば、選挙権が18歳になれば、裁判員になることも18歳になるはずです。なぜこのB案、C案が出てきたかというところを振り返りますと、B案ってというのが衆議院議員の被選挙権、つまり、衆議院の議員になれる要件が25歳以上です。選挙権は20歳あるいは18歳かもしれないけど、議員になれる資格は25歳です。そこで、裁判員になるためには、単に投票するだけでなく、議員になれる資格程度の要件がなければだめだという考えです。30歳というのは、参議院議員の被選挙権、つまり、参議院議員になれる要件が30歳以上です。そこで、衆議院議員より良識が求められる参議院議員程度の資格が必要だという案です。だから、裁判員は20歳以上のままであることについては、選挙権以上の年齢要件が必要だという意見がかつてあったので、その辺りも影響しているのではないかと推測しています。ただ、申し上げますが、裁判員制度・刑事検討会では四宮さんが孤軍奮闘しました。委員の人数からすると、官僚的な人が多かったのですが、そのような検討会ですら、最終的には、選挙権と同じが望ましいということになっています。そこで、当時の検討会の結論からすると、選挙権が18歳なのに、裁判員が20歳以上のままであるのは、疑問かなと私は思います。

平山 なるほど、分かりました。今の両先生の説明を聞いて、なるほどと

思いながら私も学ばせて頂きました。ところで、Gさんはこの質問を考えてくれたのは、18歳のときに裁判員になれたほうがよかったかなと思ったからなんですか。よかったらコメントしてくれませんか。

学生G 18歳で別に裁判員制度に参加したいとは思ってはないんですけど、ちょっと気になったので聞いてみました。

平山 選挙権と連動させるべきではないかという議論や、裁判員制度設計過程でどのような議論があったかについてのいまのご説明を聞いて非常に勉強になりましたよね。ありがとうございます。今度は8番目の質問にいきたいと思います。Hさん、どうぞ。

学生H 法学部3年のHと申します。裁判員の人数についての質問をさせていただきます。裁判員裁判の対象が重大な事件の裁判であるならば、司法制度をよく知り、経験を積んでいる裁判官が多いほうがいいと思うのですが、裁判官が3人、裁判員が6人であることの原因はありますか。お二方にお聞きしたいです。よろしくお願いします。(質問⑧)

西村 裁判官の人数と裁判員の人数をどうするかということは、最も激しく議論が戦わされた論点です。弁護士会は、裁判官の数は少なくともいい、1人あるいは2人でいい、他方、裁判員の人数は多くすべきだ、11人あるいは12人という意見でした。裁判所などは、裁判官3人というのは絶対譲れないということでした。そして、裁判員の人数は、裁判官と同じか少ないかが望ましく、多くても4人ぐらいという意見が強かったと思います。最終的には、裁判官3人、裁判員6人になりました。まず、裁判官3人ですが、職業裁判官だけの裁判のうち重大事件の場合は裁判官3人でやっています。この裁判官3人でやっているそれまでの刑事裁判をどの

ように評価するかということなどをめぐって意見が分かれました。裁判所などは、この点が議論された2000年頃までの刑事裁判は、基本的にはうまく運営できている、だから、制度を大きく変える必要はない、裁判官3人でやっていた重大事件の裁判について裁判官の数を減らすなんてとんでもないというような意見でした。この点についての裁判所などの意見が強固だったということもあり、国会での議論も経て、基本的には、裁判官は3人にするということになりました。この点、法律では、裁判官1人で裁判員4人といういわば小合議体による裁判員裁判も可能とされましたが、現在までの間、この小合議体による裁判員裁判は行われたことはありません。

裁判員の人数については、3人あるいは2人ぐらいでいいんじゃないかという意見も有力でしたが、最終的には6人になりました。これはもうまさに、ある意味、妥協的な数字です。12人と2人あるいは3人の中間的数字ですが、ではなぜ6なのか、5や7はだめなのか、間違いなく6が正しいのかというと、そうとは言えないと思います。各国の制度もいろいろです。フランスでは、かつては裁判官3人で陪審員9人でした。ドイツも、裁判官3人に参審員2人とかいろんな制度があって、間違いなく6人が適切だという積極的な理由は見つけにくいと思います。当時は少ない方がいいという意見と多い方がいいという意見がある一方、検討会の中でも6人ぐらいがいいんじゃないかっていう意見もあって、真ん中になったという経緯だと思っています。要は、裁判員6人というのは、ある程度妥協的産物ということになろうかと思っています。

平山 四宮先生お願いします。

四宮 ありがとうございます。今、西村さんがおっしゃったとおりで、これも激しい議論の末の、ある意味での政治的な決着だったと思います。1

点だけ。経験を積んでいる裁判官が多いほうがいいのではないかというご質問がありました。そこで、私としてはぜひ考えてみていただきたいのは、良い裁判のためには何が必要かということです。知識と経験のある専門家に任せるのがいいのか、そうではないのかということです。良い裁判であるためには、一つは法律に基づいて行われることが必要です。ですから法律です。もう一つは、証拠に基づいて判断されることが必要です。つまり法律と証拠に基づく裁判が良い裁判だと私は思います。

その「証拠の判断」ですが、これは知識や経験というよりは、常識に基づいた判断が最も必要な部分なんです。ですから、法律と常識ということになります。だとすると、法律について詳しい人がたくさんいることが必要かと考えると、そうではないのではないかと。裁判官は法律には詳しいわけですから、ある意味では1人でもいい。アメリカの陪審裁判はベテランの裁判官が1人で裁判を運営します。そう考えると、裁判官は知識と経験はあるけれども、良い裁判のためにたくさん必要かという、そうではないのではないかと考えられます。

これに対して裁判員は常識に基づいて証拠を判断することになります。この常識というのは、1人、2人で常識を判断するということはなかなか難しいです。それは社会の常識を反映する必要がありますから、社会の中でできるだけ、例えば、年齢、職業、性別、教育の程度などいろいろな人たちの声が等しく反映されることが必要になります。そうだとすると、やはり一般の方々の数は多いほうがよいということになるのではないかと思います。

ただ、冒頭で申し上げましたように、この裁判員制度については根本的な理念の対立、つまり主権者である国民が新しい裁判制度を作るのか、あるいは知識と経験があるプロの裁判官がやってきた裁判にちょっと参加してもらうという制度にするのかという根本的な理念対立があると申し上げましたけれども、その対立が裁判官の数、裁判員の数に端的に表れてい

て、最終的には対立から妥協の道に進んだということだと思います。以上です。

平山 ありがとうございます。少し授業時間を延長してください。次の授業等ある人は退室されて構いません。それでは、第9番目の質問、これは6番目の質問とちょっと重なるところがあると思いますが、9番目の質問はIさんいらっしゃいますか。

学生I はい、聞こえますでしょうか。

平山 聞こえます。

学生I 裁判員制度の守秘義務について質問なんです。守秘義務を違反してしまうと6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられるということなんです。この守秘義務って裁判員制度に参加してから一生、背負わなきゃいけないものだと聞いたことがあるんですけども。その守秘義務の対象というか内容が明確になっていないと、どの程度、話したら違反になるのかとかってというのが分からなくて。なので、ずっと負荷が掛かってしまってっていうのが、理由で裁判員制度に参加したくないという人が多いと思うんです。なので、この守秘義務の内容というか対象を限定したほうがいいのではないかって思うのですが、どうでしょうか。お二方お願いいたします。（質問⑨）

四宮 Iさんは、守秘義務の範囲を限定したほうがいいというお考えなんです。ね。

学生I はい。

四宮 ありがとうございます。今、守秘義務は、どういう事項について守秘義務が課されているかということ、一つは評議の秘密です。評議の秘密というのは、3人の裁判官、6人の裁判員の間で話し合ったことなんですけれども。例えば、具体的にいうと、それぞれの裁判官、裁判員の意見それからその意見の多い少ないの数です。それから「評議の経過」という非常に漠然としたものも評議の秘密に入っています。それとは別に、職務上、知り得た秘密、つまり裁判員の仕事をした上で知った他人のプライバシーです。これは、話してはならない。今、Iさんがおっしゃったようなペナルティーも付いて、しかもそれが一生、続くということになっています。

なぜこういうものが話してはいけないとなっているかということ、それはもちろん他人のプライバシーなど話していいわけではないわけで、他人の権利との衝突の場面では、どちらを優先させるかということの判断があると思います。また、これを秘密とすることの一つの意味として、誰かから聞かれたときに、私には守秘義務がありますからと言って断る理由になる、ということも言われています。秘密の範囲は従来、日本の裁判官が負っていた守秘義務をほぼ踏襲したものになっています。

ところが、Iさんがおっしゃったように、範囲がよく分からない、特に評議の経過って分からないですね。何となく評議室に入ってから出るまでのことという言い方もあるし、今、裁判所で最もポピュラーに言われているのは、評議室の中のことは駄目だけど、法廷の中のことはいいという仕切りです。しかしそれが本来、評議とっているものに全部、網を掛けるような解釈でいいのかってという大きな疑問が私にはあります。

Iさんもおっしゃったように、この問題の最も大きな弊害は、経験者が安全な道を選んで、どこまで話していいか分からないので、安全な道を選んで、一切、口をつぐんでおこうと考えてしまいがちだということです。そのことによって一般の国民が知りたがっている、一体、裁判員の仕事ってどんな仕事なんだろう、裁判員はプロの裁判官とちゃんと議論ができて

いるんだろうか、果たして私たちがこの刑事裁判に参加する意味があるんだろうか、などという最も知りたい部分が、経験者から伝わってこないという点が最も大きな問題点だと思います。

今、申しあげましたように、何となく原則はしゃべっちゃいけない、ただ、法廷の中のことはいいですよ、原則禁止、例外自由みたいな受け止め方をする人がとても多いです。しかしそれでは今、申しあげたように、経験者が語るができない。裁判員というのは国民民主権に基づく制度だと冒頭に申しあげましたけれども、そうだとすると、裁判員は私たちの社会の代表者ということになります。だとすると、私たちの社会の裁判という大きな権力行使のシステムを裁判員という代表者が行使して経験してきてもらってるわけです。その代表者がコミュニティーに戻ってきて、社会に戻ってきて、こんなふうでしたと話すことが民主主義の社会では大変、重要なことだと思います。その意味で、語ってもらうことがとても重要なので、そうすると原則禁止・例外自由ではなくて、原則自由、しかし話してもらっては困ることもありますよ、いうように変えていく必要があると思います。

そこで私が言っているのは、話してはいけないものは例外ですと。それはまず、それぞれの人の意見、これは言ってもらっては自由な議論ができなくなるのでそれは言わないことにしましょうと。これは法律も今そうなっています。それから意見の数も今の法律では話してはいけないことになっていますが、民主主義で多数決だといってるのに多数決の数を言っちゃいけないというのは、私はこれはどうも納得できないんですけど、これも個人の意見という中で考えるとしていいとしましょう。そのほかには、職務上知り得た秘密、つまり他人のプライバシー、これは言っちゃいけないことは誰もが理解するところだと思います。このように法律が言っちゃいけないといっていることは、例外的に言っちゃいけないことですよ。その他は原則、自由にしゃべっていいということにしませんかという

提案をしています。

あと、一つ残るのは、「評議の経過」ということですが、これも全部、部屋に入ってから出るまで評議室の中のこと全部じゃなくて、裁判官と裁判員の議論のこの部分だけは話さないことにしましょうという約束をした、合意をした事項に限って、評議の経過として話さない、というような扱い、運用にしてはどうか。これであれば立法、法律を変えずに運用でやれるのではないか。裁判所はもっと国民を信頼してそのような運用に変えていってほしいと思っています。以上です。

平山 ありがとうございます。西村先生お願いします。

西村 今の法律をどのように改正したらいいかということについては、基本的には四宮さんと同じ考えです。ただ、変わらないとどうしようもないのかというと、そうではないということをお話ししたいと思います。つまり、確かに、四宮さんが今おっしゃったような形で法律改正ができればいいんですが、できなくても、現在の法律においても、かなりのことをしゃべれると私は思っています。そして、学生の皆さんも、裁判員になった人とかに相談を受けたときに、かなりしゃべれますよというような形で、経験を話してほしいというアドバイスをさせていただければと思います。というのは、飯先生の裁判員ラウンジもそうですけれど、私のほうの裁判員ACTというところでも、裁判員経験者の方からお話をお聞きしているのですが、かなり突っ込んだ話ができていると実感しているからです。

お話しされる裁判員の方は、守秘義務をやぶってしゃべろうとしているのではなく、守秘義務があることを知りつつ、節度を保ってしゃべっておられます。いろんな質問をされても、ここまではいいな、ここはしゃべってはだめだなということが、概ねご自身で判断できるようです。おそらくは、裁判員として参加された方が、ここはしゃべれるけども、ここはさす

がに駄目だなと思ったところは、概ね、今の法律から大きくそれてはいないのだと思います。さっき四宮さんがおっしゃったように、守秘義務があるのでなかなかしゃべれる人がいないというのはそのとおりです。しかし、考えてみれば、今の守秘義務があっても、ある程度の話はできるのです。そこで、物おじせずに、どんどん積極的にやっていていただきたいというのが、飯先生の気持ちだし、私たちの気持ちです。そのような意味からすれば、法律改正は必要ですが、しゃべれる範囲が限定されているから気を付けましょうというのではなく、ある程度しゃべれますよというように形で、裁判員経験者の方に勧めたいし、皆さんも、相談されたら、そのように勧めていただければありがたいです。

裁判所も、そのあたりに気がついてきたようです。裁判員がしゃべることに関して、その姿勢が変わってきたように思います。その背景としては、皆さんの質問の中にもありましたが、辞退率が上昇しているとか、参加意識が小さくなっているということに対する危機感があるように思います。国民が裁判員になることをためらう一つの理由として、裁判員の経験が伝わらないことがあると言われていています。しかし、アンケートを見れば、裁判員になる前は、裁判員になりたくないという意見が多いのですが、裁判員になった後は、とてもいい経験をしたという人が90何パーセントになっています。しかし、折角いい経験をしたとしても、そのことが広がらないと、次に呼ばれた人はしり込みしてしまうでしょう。そのことが、辞退率上昇の一因であると思います。裁判所も、これまでは、守秘義務の存在を強調し、裁判員の経験を話すことに対する注意喚起の方に重点をおいていたようですが、その姿勢を反省し、最近では、どうも裁判員を終わった人に対し、ある程度しゃべっても構いませんよと、話してもいい方向にもっていかうとしているようです。このように、裁判所も変わりつつあるようなので、皆さんも、むしろこれをしゃべっては駄目なんだというのではなく、ここまでしゃべることができる、大丈夫という方向で動いていた

だければと思います。そして、裁判員ACTとか裁判員ラウンジに行けば専門家もいますから、しゃべって駄目なことをついしゃべってしまったような場合は公にしませんし、しゃべっていいかどうかについての確なアドバイスもできますので、経験者の方は、是非積極的に参加していただければと思っています。

平山 裁判員経験者の方々が、裁判員ACTとか裁判員ラウンジとかでどんどん発言できる場が増えるのも重要なんでしょうね。ありがとうございます。最後の質問にいきたいと思います。では、10番目の最後の質問、Jさんお願いします。

学生J 法学部2年のJと申します。多くの場面でAI化が進む中、裁判員制度は今後どうあるべきでしょうか。また、そもそも裁判において判決を審議し、下すのが感情を持つ人間であることに意義はあるのでしょうか。お二人の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

西村 ご質問ありがとうございます。まず最初にお断りすると、私はAIには疎いのでAIとは具体的にどのようなものかについては、正直いって分かりません。最近、裁判所は、民事裁判では、AI化までにはなりません、IT化みたいな形でやっていますけど、それにもなかなか疎いので、AIっていうのは本当のところ分からず、前提となる認識が間違っていたらごめんなさいっていうことになります。

ただ、私が申し上げたいのは、裁判というのは、例えば、刑事で言えば、検察が起訴をし、有罪か無罪かなどを判断するわけです。それを、誰かが判断をしなければなりません。そういうシステムが司法です。そういうシステムを前提とする限り、誰かが判断しなきゃいけないわけですけど、それが誰なのかという問題です。誰なのかといったときに、選択肢と

してありうるのが、昔のように天皇なのか、あるいは職業裁判官という一部の人だけなのか、それとも、陪審や参審、裁判員裁判のように国民も含むのか、ということになります。人間が判断するとすれば、そういう区別になってくると思うんです。このうち、戦前は天皇という大前提でしたけれども、戦後民主主義が深化し、変わりました。裁判員が始まるまでは、職業裁判官という一部の人だけでした。しかし、それもだめということになり、国民主権あるいは民主主義をさらに深化させて、多くの人に判断に参加してもらおうというふうになってきたわけです。

人間だとそうですが、それでは、人間ではなく、人間に代わって、AI、人工知能が判断していいのかっていうことがご指摘の問題だと思います。結論から言いますと、私は、人工知能、AIが人間と代わるようなものになれば可能なのかもしれませんが、なかなか難しいのではないかと思います。この結論は、私がAIの知識がないことをさらけ出すものなのかしれませんけれども。ただ、私が思っていることは三つぐらいあります。

まず一つ目は、裁判ってというのは人の話すことによって判断するわけですけども、人の話は、単なる表面上の言葉だけではなく、話した時の表情とか動作とか、いろんなことを踏まえて信用できるかどうか判断します。そのようなことがAIで可能なかどうかということが私にはよく分かりません。

次に、裁判は複数の人が評議して結論に至ります。参加する人たちは、それぞれ異なった人生経験を持っています。裁判員であれば、裁判官だけの場合と比べて、その経験の幅は千差万別です。そして、評議では、その経験に基づいて、私はこういうふうを考える、ああいうふうを考えるという話し合いをします。日本の20歳以上の人口が8000万か9000万なのかわかりませんが、8000万か9000万という異なった経験を持っていることになります。一つのAIが、このような数の経験を全て備えることは無理でしょう。また、8000万か9000万ものAIができればいいんでしょうけども、

それも無理なような気がします。

3つ目は、これが評議の妙義かと思うのですが、裁判官3人と裁判員6人、陪審だったら12人の人が、評議の中においていろんな意見を出し、他人の意見を聞いて、なるほど、それはそうだったなって気付かされて、自分の意見を補強したり、最初の意見とは変えていくことはよくあることです。裁判所では、評議では乗り降り自由と言ってますけども。例えば、9人のAIが評議に参加して、そういうことが可能なAIができるのかどうか、私には、この点もよく分からないところです。

このようなことからすると、AIが判断者になるっていうのはなかなか難しいのかなと思います。たしかに、人間には感情があり、そのみで判断が左右される危険性もあるけれども、感情が大事な場合もあります。そして、また、感情だけじゃなくて、きちんとルールに従って判断していくという必要がありますが、多くの人はそのようなことを分かっていたけると信じています。ですから、私は、AIが判断するのは、なかなかまだ早いんじゃないかなと思っています。

四宮 西村さんの意見に全く賛成です。まず、犯罪というのは感情による行為です。その犯罪について裁判するのに、感情を理解せずに判断できるだろうかというのが一つです。それから、裁判については、裁判というのは法、ルールに基づく倫理的な道徳的な判断です。あなたのやってることはこういうことだから悪いことだったんだと。だから刑罰を受けなきゃいけないんだと。道徳的な倫理的な判断ですけども、そういうものはやはり感情なしにできない、感情の理解なしにできるんだろうかというのが二つ目です。

三つ目も西村さんと同じなんですけども、どのようにしたら正しい裁判あるいは社会正義が実現できるんだろうかと。人類が社会を構成してからこの問題はずっと議論されてきたわけですけども、まず誰が決めるの

がいいのか。AIなどの機械がいいのか、あるいは知識と経験のある専門家ががいいのか、それとも常識を備えた一般市民がいいのかという、誰がやるべきかという問題が一つあります。

もう一つは、どのように判断することがいいのかというのがあります。AIのように計算式で出すのがいいのか、専門家のように知識と経験で出すのがいいのか、あるいはこれも西村さんがおっしゃったように、一般の人たちが討論、評議して見いだすものがいいのか。誰が、どのようにやると多くの人が納得できる社会正義が実現するのかという判断が必要になると思います。これは結局は政治の仕組みでも同じで、民主主義というもののあり方も同じ問題に直面すると思います、『「みんなの意見」は案外正しい』という本があります。これが民主主義の本質をよく表しているのではないかなと思います。以上です。

平山 先生がたのお話を聞いていますと、最終的にやはり、裁判所にとっても我々社会も、人の判断を信用するのか、信頼するのかというところに行きつくのかなと思いました。しかし、人の判断を信頼できる、というためには、質問の中でいくつか出しましたが、やはり、法教育とか、法律を知る機会とか、それからさまざまな社会問題について知ることすごく大切なんだなということを改めて思いました。先生方、学生が聞いた10個の質問、答えてくださりましてありがとうございました。

西村 ご質問もありがとうございました。改めて勉強させてもらいました、ありがとうございました。

四宮 ありがとうございました。

平山 それでは、他どうでしょう、皆さん聞きたいことありますか。どう

しても質問しておきたい、という人はいますか？

学生 K 裁判員制度が適用されるのは一審だけで、控訴されることもあるんですが、これは裁判員制度の目的の一つである、司法の信頼を上げることによって反してしまうのではないかと私は考えるんですけど、お二方はどのようにお考えでしょうか。

平山 Kさんは控訴審でも市民参加を入れた方がいいとも考えていますか。

学生 K はい、そうです。

平山 なるほど、分かりました。また、四宮先生、どうでしょう。

四宮 その制度設計はあり得ると思います。例えば、フランスはそうです。二審、控訴審にも国民が入る。その場合にどうして一審より二審のほうが正当性があるか、説明を用意しなきゃいけないと思いますけども。また控訴審に参加しない別の理由としては、控訴審の作り方にもよりますが、控訴審っていうのは、本来は裁判をやり直すんじゃなくて、一審の裁判が正しかったかどうかを後からチェックするのだ、主に法律問題を中心にチェックするのだ、いう制度になってると。そのような制度では、国民参加の目的からは一審だけにしましょうということになります。さっきもご紹介したフランスの制度は裁判を二審でもやり直すんです、一から。その意味では国民が参加する意味があるということだと思います。

私自身はどっちがいいかということですけども、二審の高等裁判所が、今、だいたい証拠関係にも突っ込んで判断を示して、一審と違う結論になったりするわけですけども、もっと二審は法律問題に限定して行って、事実認定については、むしろ一審を尊重するというような方向に行くのがいい

のではないかなと個人的には思っています。

平山 ありがとうございます。

西村 どちらの制度がいいのか、つまり控訴審にも市民が参加させる制度とそうでない制度のどちらがいいのかということについて、私自身も、どちらが間違いなくいい制度だという考えは持っていません。ただ、日本の制度、つまり、一審のみに参加して、控訴審は基本的には法律的な観点から評価するという制度を前提にした場合には、今、四宮さんがおっしゃったように、二審というのは、一審の裁判を相当尊重する必要があるだろうというのはそのとおりでと思います。

恐らくKさんのご質問の背景には、結構、一審の事実認定を高裁でひっくり返したり、一審の死刑を控訴でひっくり返したりとかいうのがあるので、それだと本当に市民が参加したという意味があるのかということだと思います。ここは多分ひょっとしたら四宮さんと意見が分かれるところかもしれませんが、死刑については、私はある程度、量刑というのは、刑罰とは何かという法的な評価を前提にして、全体的な刑罰傾向を上訴審がどのように考えるのかということとも絡んでくるので、一種の法的判断も含まれているのではないと思います。法的判断は専門家が行うので、そのような意味で、一審が死刑にしても、高裁で無期っていうのはある程度やむを得ないと思っています。また、刑事弁護という立場からすれば、被告人に有利に変更するというのは、あって望ましいというふうに思っていますので、そういう意味でもいいと思っています。

ただ、事実認定については、私の今の観点からして、一審の有罪を無罪にすることは許容されるけども、逆、つまり、一審無罪で、控訴審で有罪にするってことは、絶対避けるべきだというふうに思っております。また、今の裁判員裁判では、一審無罪だったのに控訴で有罪にする理由とし

て、裁判所が、新たな経験則を持ち出してきたりしています。しかし、そこでいう経験則は、本当に一般市民共通の経験則なのか、裁判官独自の経験則ではないかという疑問が生じています。もし、一般市民の有しない経験則で一審破棄したのであれば、まさに、裁判員が参加した意義を否定するものであって、問題です。いずれにしても、現在の控訴審の判断に対する評価は分かれていて、これからも議論が続けられると思います。

四宮 私も死刑については、どの段階であっても死刑を破棄する、つまり命を救うという方向では、誰がどの段階であっても救うことができるとすべきだと思います。それは、個人の尊厳という点からすれば、命を救うことに制限があってはならない、個人の尊厳を最高の価値とする憲法の問題としては、あってはならないと考えるからです。

それから、一審が無罪なのに、検察が控訴してひっくり返るというのも、私もあってはならないと思います。なぜかという、日本では検察官が控訴することができる仕組みになってるわけです。しかし、検察官というのは、弁護人や被告人と違って、お金も権力も、そして組織も人員も持っていて、一審無罪ということは、一審で国民を説得できなかったということです、それだけの力を使いながら。それなのにボクシングでいえば第2ラウンドを認めるという、2回戦を認めるということなので、これは刑事裁判のあり方としてどうだろう。無罪になったら、検察官はもう控訴できないとするのがいいのではないかと考えています。今の仕組みとは違いますけど。

平山 先生がありがとうございました。

四宮 一つだけ。事前にもらった質問の94番で、栃木県で裁判員に選ばれる確率の質問がありました。ちょっと調べてみたのですが、今年、候

補者名簿に登載された栃木県民は、3300人でした。残念ながら20歳からの選挙人登録の数ってというのがないので、これは18歳から含む数ですけども、栃木県の登録選挙人が163万人ということだそうです。それを基に考えると大体0.2パーセントの人が名簿に登載されている。宇都宮地裁では、年間20件程度、裁判員裁判が行われるようですので、補充裁判員も入れると裁判員に選ばれる確率は0.01パーセントぐらいです。160人、全体で。

西村 普通預金の金利みたいに低い割合。

四宮 参考になればということです。

平山 ありがとうございます。0.1パーセントだと1000分の1ぐらいです。

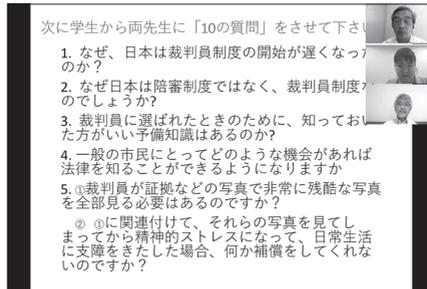
西村 0.01。

平山 0.01ですか、1万分の1。なるほど。確かその確率を都道府県別に見ると栃木県は上から7位か8位ぐらいだとする新聞記事を見た記憶があります。何年前ですけど、順位はそんなに低くなかったと思います。それでも1万分の1なんですね。先生がた、今日は本当にありがとうございました。2時間ぶっ通しでお話ししていただくことになってしまいました。大変勉強になりました。感謝致します。

四宮 こちらこそ、質問いただいて、議論ができて楽しかったです。皆さんありがとうございました。

西村 私も、ご質問いただき、改めて過去を振り返ることなどができ勉強

になりました。ありがとうございました。



写真：Zoomを使用した刑事訴訟法特別講義の画面。学生からの質問を画面共有で示し、西村健先生、筆者、四宮啓先生の顔がスピーカーとして画面に表示された。

結びに代えて

本特別講義では、裁判員制度についてその制度設計段階から携われ、また制度施行後も司法における市民参加の意義と重要性を社会に訴えてこられた、お二人の専門家から話を聞くことができた。学生は裁判員制度そのものについての理解だけでなく、なぜこの制度が日本で導入されたか、またこの市民参加制度が社会をどう変える可能性を含んでいるのかについても考えを拡げていくことができたのではないかと。改めてお二人の先生にはお礼を申し上げたい。

また、本特別講義では学生が講師の先生方に直接質問をしたが、オンライン講義であるために、学生は自分の部屋等から画面越しに質問をすることになった。このことは学生にとっても教室で大勢の学生の前で質問するよりはハードルが低く、しかし同時に直接講師の先生方に質問してやり取りできたという達成感が得られたのではなかったか、と思われる。このことはオンライン講義の利点の一つかもしれない。

ところで、裁判員制度について最も詳しい専門家であるお二人を同時に招くという贅沢な講義には、学外からも様々な方々が聴講して下さいました。大澤恒夫氏(中央大学ロースクール客員教授、弁護士)、飯考行氏

（専修大学法学部教授）、Jonathan Marshall氏（UC Berkeley Law School, Director of the Legal Studies Program）、川畑恵子氏（裁判員ACT）、荻原弘和氏（日本評論社）等である。この方々にも発言頂いたり、Zoom上で参加者全員にチャットを送って頂いたりしたことで、「外の広い世界につながっている」という感覚を講義に参加していたみなが共有できたのではないだろうか。そうして、こうした「閉じられていない」感覚は、とくに自粛や外出制限のもとで我々の多くが閉そく感を感じていた時期においては重要なものであったと考えている。

教育はやはり対面によって行うことが基本であるし、オンライン形式による講義は限界も多いことも間違いない。しかしオンラインでこそできる強みやチャレンジを通して見えてきたものを対面が基本の教育の中で活かすことも模索していけるのではないかと考えている。

（本学法学部教授）

